

茨城県がん検診推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 がん検診の受診率の向上やがん検診の推進に関し、必要な施策について協議するため、「茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例」（平成27年茨城県条例第71号）第16条の規定に基づき、「茨城県がん検診推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) がん検診の受診率の向上に関すること
- (2) がん検診の精密検査受診率の向上に関すること
- (3) がん検診の推進に係る委員相互の連携に関すること
- (4) その他がん検診の推進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、県、市町村代表、茨城県医師会代表、がんに関する学識経験者、その他がん検診に關係する団体の代表をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 協議会に、議長を置き、委員の互選により選任する。

2 議長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会において必要があると認めるときは、議長は関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会の設置)

第8条 協議会には、第2条の専門的な検討を行うため、次の専門部会を設置する。

- (1) 住民検診推進部会
- (2) 職域検診推進部会

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、茨城県保健福祉部保健予防課がん対策推進室に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月9日から施行する。